

## 「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

### 1. 緊急時活動レベルの見直しに伴う修正

平成 29 年 7 月 5 日の第 21 回原子力規制委員会において、緊急時活動レベルの見直し・策定について了承されたことおよび「原子力規制委員会規則」等が平成 29 年 8 月 1 日に公布されたことから、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、国や関係する地方公共団体へ通報・連絡する基準等の修正を実施した。

### 2. 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正に伴う修正

平成 29 年 9 月 13 日の第 37 回原子力規制委員会において、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正について了承（平成 29 年 9 月 19 日改正）されたことから、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、国や関係する地方公共団体へ通報・連絡するために使用する様式等の修正を実施した。

### 3. 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可に伴う修正

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可に伴い、1 号機に係る原子力防災関連資機材等の修正を実施した。

### 4. 発電所原子力防災組織変更に伴う修正

島根原子力発電所の緊急時対策本部について、現状の班長体制から統括者を新たに配置した統括体制へ変更したことから、当該に係る修正を実施した。

### 5. その他

記載の適正化 等

### 6. 修正年月日

平成 29 年 10 月 30 日

以 上